相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市佐野町四一〇番地一七、最後の住所滋賀県東近江市宮川町六九一番地二九七　被相続人　亡　西島　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

滋賀県彦根市佐和町三―一五千祥ビル四階　相続財産管理人　矢田　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市須磨区桜木町二丁目三番、最後の住所兵庫県神戸市須磨区天神町五丁目三番三号　被相続人　亡　寺田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

兵庫県明石市樽屋町七番二二号　リベール明石Ⅰ四〇一号　相続財産管理人　司法書士　中島　義宜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市北区山田町中字林五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　林　貞男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

兵庫県神戸市中央区楠町二丁目二番六号クスノキ壱番館二階　大倉山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　河端　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡川崎町大字安眞木三八二一番地、最後の住所福岡市南区井尻三丁目二番一〇―二〇二号　被相続人　亡　田中　信明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

福岡県田川市中央町四番二〇号　相続財産管理人　和田　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市大字十二町六一二番地、最後の住所大分県日田市大字石井二七一番地二

被相続人　亡　武内　節藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

大分県日田市淡窓一丁目四番九号　相続財産管理人　司法書士　高瀬ヨシ子

債権申出の公告

当社の残余財産の清算のため、平成二十六年十一月二十五日、盛岡地方裁判所遠野支部（平成二十六年（チ）第二号）より、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

岩手県上閉伊郡大槌町大字小鎚第三二地割一一二番地　代表清算人　弁護士　加藤　静香

連絡先　岩手県釜石市上中島町一丁目二番三号ＲＩＫＯビル三階　釜石ひまわり基金法律事務所

債権申出の公告（第１回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年一月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

東京都中野区中野四丁目一〇番二号　キユン株式会社規約型確定給付企業年金清算人　倉形　泰彦

債権申出の公告（第１回）

株式会社聴涛館の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年七月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

静岡県浜松市中区東伊場一丁目三番一号　株式会社聴涛館　確定給付企業年金清算人　繁本　武雄

債権申出の公告（第１回）

当組合規約型企業年金は、平成二十五年十二月一日に確定給付企業年金法第八十条第二項の認可により、同法第八十四条第一項の規定による規約型企業年金の終了の承認があったものとみなされましたので、当組合規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年1月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント　②東京都知事(2)84600　③代表取締役　牧野達明　④東京都港区虎ノ門三丁目８番21号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門三丁目８番21号　株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント　代表取締役　牧野達明

①有限会社ウィリングコンサルト　②東京都知事(2)78355　③代表取締役　横山英俊　④東京都板橋区向原３―５―25―102　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦埼玉県新座市野火止６―21―３　横山英俊

①大成建設ハウジング株式会社　②国土交通大臣(2)7343　③代表取締役　蛭川哲夫　④東京都新宿区西新宿三丁目７番１号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市中央区南船場一丁目14番10号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿三丁目７番１号　大成建設ハウジング株式会社代表取締役　蛭川哲夫

①プレミア債権回収株式会社　②東京都知事(3)78484　③代表取締役　清水克泰　④東京都港区虎ノ門三丁目８番21号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門三丁目８番21号　プレミア債権回収株式会社　代表取締役　清水克泰

平成二十七年一月二十三日

京都府京都市南区吉祥院石原上川原町一―二　京都生活協同組合　規約型確定給付企業年金清算人　長瀬　英一

債権申出の公告（第三回）

当社は、厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番一号　ヒルナー株式会社　清算人　山本　真史